

2022 法人税法 受講生の皆様へ

LEC 東京リーガルマインド
税理士事業本部

2022 税理士講座（法人税法）訂正とお詫び

税理士講座(法人税法)にて配付致しました下記教材において訂正が発生いたしましたので、該当箇所を訂正させていただきます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

〔教材名〕 問題集 1 (HU22320・HU22328)

【該当箇所】 P204～P207、【問題 83】【解答解説 83】

※ 問題 83 機械装置 A 及び B について作問に誤りがあったため、該当ページを全て差し替えます。
別添のファイルでご確認ください。

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464 (月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP 電話からはご利用できません。

【問題 83】 減価償却—資本的支出・総合

次の資料に基づき、当社の当期における税務調整すべき金額を計算しなさい。

- (1) 当社の減価償却資産の償却状況等は次のとおりであり、当期償却費については損金経理により計上している。

種類等	取得価額	当期償却費	期首減価償却累計額	法定耐用年数
建 物	50,000,000 円	1,350,000 円	23,662,500 円	34 年
機械装置 A	8,000,000 円	400,000 円	4,750,000 円	17 年
機械装置 B	9,000,000 円	400,000 円	5,450,000 円	17 年
器 具 備 品	7,000,000 円	700,000 円	4,800,000 円	6 年

※1 建物について、当期の12月10日に避難階段の取付工事を行い6,000,000円を支出し、修繕費として費用に計上している。

※2 機械装置Aについて、当期の1月13日にその部品を特に品質の高いものに取り替えたため、これに要した金額190,000円を費用に計上している。

※3 機械装置Bについて、当期の9月14日に修理、改良等を行い、修繕費として3,000,000円を支出し費用に計上している。

なお、この修理、改良等に伴い、次の事実が判明している。

- | | |
|--|--------------|
| ① 修理、改良等後の残存使用可能期間 | 10 年 |
| ② 通常の管理又は修理をした場合に予測される修理、改良等前の残存使用可能期間 | 8 年 |
| ③ 修理、改良等前の実際の残存使用可能期間 | 7 年 |
| ④ 修理、改良等後の時価 | 11,000,000 円 |
| ⑤ 通常の管理又は修理をした場合に予測される修理、改良等前の時価 | 9,800,000 円 |
| ⑥ 修理、改良等前の実際の時価 | 7,400,000 円 |

※4 器具備品について、当期の2月15日に修理、改良等を行い650,000円を支出し費用に計上しているが、当該金額は資本的支出及び修繕費の区分が不明確である。

なお、期首減価償却累計額には、前期以前からの繰越償却超過額81,000円が含まれている。

※5 上記の減価償却資産のうち建物以外は、平成24年4月1日以後に取得し、事業の用に供したものであるが、建物については、平成19年3月31日以前に取得したものである。

(2) 償却率等は、以下のとおりである。

区分	旧定額法	旧定率法	定額法	200%定率法		
	償却率	償却率	償却率	償却率	改定償却率	保証率
6年	0.166	0.319	0.167	0.333	0.334	0.09911
17年	0.058	0.127	0.059	0.118	0.125	0.04038
34年	0.030	0.066	0.030	0.059	0.063	0.02097

(3) 当社の減価償却資産の償却方法は、建物については旧定額法又は定額法を、その他の資産については旧定率法又は定率法を選定し届け出ている。

(4) 当社の期末資本金の額は3億円であり、設立以後異動はない。

【解答解説 83】

〔減価償却〕

建物（本体部分）

(1) 償却限度額

$$50,000,000 \times 0.9 \times 0.030 = 1,350,000$$

(2) 償却超過額

$$1,350,000 - (1) = 0 \text{ (調整なし。)}$$

建物（資本的支出部分）

(1) 償却限度額

$$6,000,000 \times 0.030 \times \frac{4}{12} = 60,000$$

(2) 償却超過額

$$6,000,000 - (1) = 5,940,000$$

機械装置A（本体部分）

(1) 償却限度額

$$\textcircled{1} \quad (8,000,000 - 4,750,000) \times 0.118 = 383,500$$

$$\textcircled{2} \quad 8,000,000 \times 0.04038 = 323,040$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} > \textcircled{2} \quad \therefore 383,500$$

(2) 償却超過額

$$400,000 - (1) = 16,500$$

機械装置A（資本的支出部分）

$$190,000 < 200,000 \text{ かつ損金経理} \quad \therefore \text{全額損金算入}$$

機械装置B（本体部分）

(1) 償却限度額

$$\textcircled{1} \quad (9,000,000 - 5,450,000) \times 0.118 = 418,900$$

$$\textcircled{2} \quad 9,000,000 \times 0.04038 = 363,420$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} > \textcircled{2} \quad \therefore 418,900$$

(2) 償却超過額

$$400,000 - (1) = \triangle 18,900 \text{ (切捨て)}$$

機械装置B（資本的支出部分）

(1) 資本的支出額

① 使用可能期間延長額

$$3,000,000 \times \frac{10\text{年} - 8\text{年}}{10\text{年}} = 600,000$$

② 価値増加額

$$11,000,000 - 9,800,000 = 1,200,000$$

③ ① < ② ∴ 1,200,000

(2) 償却限度額

① $1,200,000 \times 0.118 = 141,600$ ② $1,200,000 \times 0.04038 = 48,456$ ③ ① > ② ∴ $① \times \frac{7}{12} = 82,600$

(3) 償却超過額

$$1,200,000 - (2) = 1,117,400$$

器具備品

(1) 資本的支出額（形式基準）

$$7,000,000 \times 10\% = 700,000 \geq 650,000 \text{ かつ 損金経理} \quad \therefore \text{全額損金算入}$$

(2) 償却限度額

① $(7,000,000 - 4,800,000 + 81,000) \times 0.333 = 759,573$ ② $7,000,000 \times 0.09911 = 693,770$ ③ ① \geq ② ∴ 759,573

(3) 償却超過額

$$700,000 - (2) = \triangle 59,573$$

(4) 認容額

$$59,573 < 81,000 \quad \therefore 59,573$$

(単位：円)

税 務 調 整 項 目	金 額
建物（資本的支出部分）減価償却超過額（別表四 加・留）	5,940,000
機械装置A（本体部分）減価償却超過額（別表四 加・留）	16,500
機械装置B（資本的支出部分）償却超過額（別表四 加・留）	1,117,400
器具備品（本体部分）減価償却超過額認容（別表四 減・留）	59,573